

郡山市セーフコミュニティ推進協議会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市セーフコミュニティ活動（以下「活動」という。）を推進するため、郡山市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費等)

第2条 負担金の交付対象となる経費は活動に要する委員の旅費とし、負担金の額は予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第3条 協議会は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、規則第4条第3項に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、会則とする。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負担金の交付の目的以外に負担金を使用しないこと。
- (2) 負担金にかかる帳簿及び証拠書類を整備し、活動が完了した日の属する翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法による交付することができる。

(実績報告等)

第6条 協議会は、当該年度の活動が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は当該年度の活動が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 各委員会の活動報告書
- (2) 委員の出欠状況が分かる書類
- (3) 委員の旅費計算書及び受領書

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、当該年度の活動の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により協議会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。